

第 2 号（平成 2 7 年 6 月 2 6 日）

会 議 録

定 例 会

（再開）

平成27年6月井手町議会（定例会）会議録（第2号）

招集年月日

平成27年6月26日

招集の場所

井手町役場議場

開閉会日時及び宣告

開会 平成27年6月26日午前 9時58分 議長 木村武壽

閉会 平成27年6月26日午前11時00分 議長 木村武壽

応招議員

1番	谷田	利一	2番	西島	寛道
3番	岡田	久雄	4番	岩田	剛
5番	古川	昭義	6番	村田	忠文
7番	丸山	久志	8番	中坊	陽
9番	谷田	操	10番	木村	武壽

不応招議員

なし

出席議員

1番	谷田	利一	2番	西島	寛道
3番	岡田	久雄	4番	岩田	剛
5番	古川	昭義	6番	村田	忠文
7番	丸山	久志	8番	中坊	陽
9番	谷田	操	10番	木村	武壽

欠席議員

なし

会議録署名議員の氏名

1番	谷田	利一	6番	村田	忠文
----	----	----	----	----	----

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	奥山 英高	議会書記	菱本 嘉昭
議会書記	中谷 誠	議会書記	西島 豊広

地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	汐見 明男	副町長	中谷 浩三
----	-------	-----	-------

教 育 長	松田 定	理事兼総務課長事務取扱	脇本 和弘
理事兼保健医療課長事務取扱	小川 淳一	理事兼建設課長事務取扱	中村 秀一
理事兼上下水道課長事務取扱	松山 正伸	理事兼同和・人権政策課長事務取扱	西島 楠博
教育次長・山吹ふれあいセンター所長兼 学校教育課長、自然休養村管理センター館長兼務	中島 一也	企 画 財 政 課 長	花木 秀章
税 務 課 長	乾 浩朗	会計管理者兼会計課長事務取扱	光田 恵理
住 民 福 祉 課 長	中坊 玲子	高 齢 福 祉 課 長	寺井 佳孝
保健センター所長・ 地域包括支援センター所長兼務	小笠原温美	建 設 課 参 事	古川 篤
産 業 環 境 課 長	野田 昌司	上 下 水 道 課 参 事	森田 肇
いづみ人権交流センター所長・ いづみ児童館長兼務	木村 坂次	社 会 教 育 課 長 ・ 図 書 館 長 兼 務	高江 裕之
学校給食センター所長	藤崎 裕司		

議事日程

別紙のとおり

会議に付した事件

別紙のとおり

会議の経過

別紙のとおり

平成27年6月井手町議会定例会

議 事 日 程〔第2号〕

平成27年6月26日（金）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案第33号 平成27年度井手町一般会計補正予算（第1回）
- 第3 議案第34号 平成27年度井手町介護保険特別会計補正予算（第1回）
- 第4 議案第37号 財産取得について同意を求める件
- 第5 平成26年度城南土地開発公社（第1回）補正事業計画に関する報告書
並びに平成27年度城南土地開発公社事業計画に関する報告書について
- 第6 発議第2号 井手町議会会議規則の一部を改正する規則制定の件
- 第7 発議第3号 ヘイトスピーチ（憎悪表現）に関する法規制を求める意見
書
- 第8 発議第4号 共通番号制（マイナンバー）の中止を求める意見書
- 第9 発議第5号 「安全保障関連法案」（戦争法案）の撤回・廃案を求める意
見書
- 第10 議員派遣の件
- 第11 閉会中の継続調査の申し出について

議事の経過

議長（木村武壽） 皆さん、おはようございます。早朝よりのご参集、ご苦労さんでございます。

町長より、議案第37号として、財産取得について同意を求める件が追加提案として提出されております。また、丸山久志議員より、発議第2号、井手町議会会議規則の一部を改正する規則制定の件と、西島寛道議員より、発議第3号、ヘイトスピーチ（憎悪表現）に関する法規制を求める意見書、谷田操議員より、発議第4号、共通番号制（マイナンバー）の中止を求める意見書と、発議第5号、「安全保障関連法案」（戦争法案）の撤回・廃案を求める意見書もあわせて提出されておりますので、皆様のお手元に配付いたしました。なお、日程事項として組み入れておきましたので、よろしく審議願います。

ただいまの出席議員数は10名で定足数に達しておりますので、平成27年6月井手町議会定例会を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、1番、谷田利一議員、6番、村田忠文議員を指名いたします。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の順序の議席の方をお願いいたします。

次に、日程第2、議案第33号、平成27年度井手町一般会計補正予算（第1回）を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 花木企画財政課長。

企画財政課長（花木秀章）

（議案第33号を朗読説明）

議長（木村武壽） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 谷田操議員。

9 番（谷田 操） 7 ページのプレミアム付き商品券の発行補助の件でお伺いします。

プレミアム商品券については、今年度、既に 1 回目の発行が行われて、大変な反響があつて、混乱もあつたというふうに伺っています。まず、今回この補助を増額される理由をお尋ねします。

それと、今回の発行について、買えなかったという人が多数出ているわけですね。早朝から並んで、整理券まで発行するような事態になって、それでも、整理券をもらったのでその時間に行ったんだけど、もう買えませんと言われたというようなことで、非常に不満を持っておられる方も多数おられるんです。今回、1 回目は幾ら発行されて、2 回目は幾ら発行されるのか。商工会が主体やということですが、やっぱり町が多額の補助金を出していることですから、2 回目の発行計画を、今回のような不満が出ないような形で検討してもらうように商工会に申し入れをしてほしいと思うんですが、どういふふうに検討されているのか。今回買えなかったという方から優先的に買えるような方策とか、あるいは、並んでまで買えない障害者の方とか高齢者の方とか、そういう方のための配慮をどのように考えておられるのか。

中には、与謝野町の例で、京都新聞にも出ましたけれども、こういう不満もあるんですね。実際、発行した商品券で本当に商品やサービスの購入が行われていないのではないかという疑惑というか批判の声を井手町でもお聞きしておりまして、金、土、日と発行されたのに、もう月曜日の朝には商工会の方にたくさんの業者の方からの換金の件が来ていたと。その 3 日間で全て本当に商品の消費等が行われたのかどうかというようなことを匿名で私の方に言ってこられた方もあるんです。それはあくまでそういう疑惑ですし、取るに足りない話かもしれませんが、制度上そういうことが起こり得る制度なわけですね。関係者の方には購入を遠慮してもらうとか、プレミアム商品券で会員になっておられる方自身は購入を遠慮するとか、そういう批判を受けないためには、何かそういう方法もあると思うんですけど。

もう一つ、きちっとお伺いしたいのは、この商品券の事業は、町は補助要綱とかをもちろん決めてやっておられると思うんですが、何が目的なのか。町内の経済を喚起することが目的、あるいは町内の商工業者への補助が目的、あるいは低所得者への対策が目的、どういう目的でやってはるのか。

商工業者への補助そのものが目的なんやというんやったら、そういう直接換金してはるんじゃないかというようなことだってオーケーなのかということになるので、井手町がその補助金を出しておられる目的は何なのかということをお聞きしたいと思います。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 中谷副町長。

副町長(中谷浩三) プレミアム商品券につきまして、谷田 操議員のお尋ねでございますが、今回初めてではなく、これまでから井手町は商工会の発行されるプレミアム商品券について、目的と申しますか、意義について、再三再四ご説明をしてきたところでございます。一つは住民の生活支援のため、もう一つは商工業者の活性化のためという二つの目的を持って、発行に支援をしてきたということでございます。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 野田産業環境課長。

産業環境課長(野田昌司) ただいまの谷田議員のご質問にお答えいたします。

プレミアム商品券の販売方法なんですけども、当日朝早くからたくさんの方が並ばれたということはお聞きしております。並ばれた中で、それぞれの方が申し込みというか、何口買われるという形になりますので、一応、整理券、受付順番というか、そういう形の中での販売枚数がなくなり次第、販売完了という形ということはお聞きしております。

1回目の販売額に関しましては、1回目は8,000口であります。1口が5,000円ありますので、2回目、これから販売される予定の部分なんですけども、4,000口あります。合計1万2,000口を年間販売予定であります。

販売方法につきましては、今後また商工会さんの方と検討の方をさせていただきたいと思っております。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 中谷副町長。

副町長(中谷浩三) 発行の主体は商工会で、努力していただいておりますので、それに支援を町はしているということでございます。

議長(木村武壽) ほかに質疑ありませんか。

9 番（谷田 操） 3 2 万円の商工費のこの補正予算の額は実際に何に使うのか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 野田産業環境課長。

産業環境課長（野田昌司） 失礼しました。今回補正させていただきました 3 2 万円の補正理由という形でよろしいですか。今回の補正理由 3 2 万円分に関しましては、主な理由といたしまして、当初、印刷業者さんとの打ち合わせ等の中で見積もりをいただいている中で、偽造防止等のホログラムと、それぞれの商品券に対するナンバリング等を追加させてもらった分に関する増額が主な理由であります。

議長（木村武壽） ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 谷田 操議員。

9 番（谷田 操） これだけ人気があってすぐに売れたということはうれしいことでもあるわけですが、それだけ生活が大変やからこういう券を利用したいという意向も強いということですから、これを考えれば、次は 1 人が買える額とか世帯の買える額の制限とか、もう少し細かくして、欲しい方に行き渡るようなやり方をぜひ商工会の方にもお願いしてほしいということ要望として言っておきます。

議長（木村武壽） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第 3 3 号、平成 2 7 年度井手町一般会計補正予算（第 1 回）を採決します。

議案第 3 3 号は、原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（木村武壽） 挙手全員です。したがって、議案第 3 3 号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第3、議案第34号、平成27年度井手町介護保険特別会計補正予算（第1回）を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 寺井高齢福祉課長。

高齢福祉課長（寺井佳孝）

（議案第34号を朗読説明）

議長（木村武壽） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 谷田 操議員。

9番（谷田 操） 保険料の軽減については国が定めたことで、介護保険条例の方もそれで改正をされましたし、それに伴う予算の変更であるということはあるんですけども、今回変更になったのは、さらに利用料の方もいろいろと変更が出ております。その点についてお聞きしたいことが2点あります。

1点目は、一定以上の所得がある方の介護保険の利用料が2割になるということが8月から予定をされていますが、それは本人の所得が160万以上あって、年金と合わせて、単身やったら280万以上の収入があるような方、2人以上だと346万以上あるような方というふうになっているんですけども、井手町の場合、この2割負担になる方がどれだけおられるのか。介護保険証をお渡しするときに、あなたの負担は1割ですよとか2割ですよ書いてありますよね。だから、認定されている方はそれでわかるんですけども、認定されていない方は、もし自分が介護保険を利用することになったときに、1割負担なのか2割負担なのかわからないわけですね。それについては通知とか目安というのは出ないのか。あなたの介護保険料の段階で、こういう方が対象ですよとか、お知らせをするとか、そういうことをやっておられないのか。2割負担になる方が何人おられて、保険証で通知する以外の通知の方法がないのかということが1点。

それともう1点は、新聞紙上等でも問題になっていますけども、特定入所者の介護サービス費の見直しというのがありまして、これまで、非常に収入

の少ない方について、施設利用の負担軽減を行っていたわけですね。それに今度は資産の要件を加えるということになって、それを受けたかったら通帳の写しを出しなさい、持ってはあったらあれなんですけど、有価証券とか、借金の借用書の写しも出しなさいと。それは、借金があれば資産から差し引きするということですね。非常にプライバシーの細部にわたってまで通知をしなければその軽減は受けられないというような、そういうやり方になったわけですが、非常にこれは事務的にも多大な負担であると思うんですけども、中には、自治体によってはその資産の状況を、生活保護を受ける方のように行政の方で預貯金を調査します、それについて同意しなさいというような同意書を同時に、申請書と一緒に送っているというような自治体まであらわれてまして、本町の場合、どのようにしてその資産の把握をしようとしているのか、預貯金調査の同意書まで求めているのかどうか、お尋ねしたいと思います。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 寺井高齢福祉課長。

高齢福祉課長(寺井佳孝) まず1点目の、介護保険の制度改正の1つであります利用料が2割負担になる人の人数についてですが、こちらの方は今手元に資料がございませんので、後ほどお答えさせていただきます。

次に、2点目の特定入所者の食事、部屋代の減額についてですが、先ほどの利用料につきましても共通のことが言えると思うんですけど、広報等でお知らせするのが1点と、あと利用料につきましては対象者、認定を受けておられる方全てに本人が何割負担かという受給者証を発行いたしますので、それぞれ通知の方はさせていただきます。

次に、特定入所者の証の発行につく資産の確認についてですが、国の方ではその方の通帳のコピーをとるようということをおられますので、申請の際にコピーをいただくこととなっております。また、施設入所者につきましては、通帳の写しを添付することは困難ということもありますので、1回目につきましては通帳の写しを添付していただくことが必要であると考えていますが、その際、本人の申請が原則であります。後見人や施設の職員等の申請の代行も可能ということと、あと、継続入所の場合には、本人の負担の考慮もして、毎年、通帳の添付までは求めないということとして差し支えはないと国の方も示されておりますので、それに基づきまして事務の方

は進めていこうと思っております。

いずれにしても、この7月に入って、各ご家庭には通知の方はさせてもらおうと考えております。

以上です。

9番（谷田 操） 預貯金調査の同意を求めているのかどうか。

高齢福祉課長（寺井佳孝） 申請の際に署名をしていただいて同意を求めている形になっております。それで一定、通帳のコピーを出していただくんですが、罰則規定とかがありまして、それで抑止力があるかなというふうに考えております。

以上です。

議長（木村武壽） ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 谷田 操議員。

9番（谷田 操） だから、例えば、生活保護を受けられるような場合には、全ての金融機関の口座を調査させていただきますよ、よろしいですねという、そういう同意書を出すわけですね。だからそれを、同じように自分の通帳のコピーを出します、はいはい出しますよと出しただけではなくて、全部ほかの金融機関も含めて調査しますという、そういうことに同意しますという同意書を出させるのかということを知っているんです。この同意書ですか、今言われた同意書というのは。ほか、出さなかった以外の金融機関も全部調査しますよという同意書ですか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 寺井高齢福祉課長。

高齢福祉課長（寺井佳孝） 同意書といいますのは、申請書の裏面なりに名前を書くところがありまして、調査の同意をしていただくということになっています。

以上です。

議長（木村武壽） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽） 今のやつは、また後から報告してもらおうし。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 谷田 操議員。

9番(谷田 操) 賛成の討論です。

この補正予算案については、低所得者の方の保険料軽減、国から一旦、一般会計に入るものを介護保険会計の方に繰り出すという中身ですから、その点については賛成です。しかし、先ほど議論したみたいに、介護保険の、国の決めた制度とはいえ、本人に、なかなか判断力も低まっている要介護の方々から預貯金の調査の同意までとるといような必要が本当にあるのか。こういうやり方でまで資産を調査して丸裸にしないとそういう軽減の措置は受けられないんですよというやり方は非常に冷たい、制度の趣旨にも反するやり方であると思いますので、改善を求めたいと思います。そういう意見を申し述べて、賛成いたします。

議長(木村武壽) ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(木村武壽) これで討論を終わります。

これから、議案第34号、平成27年度井手町介護保険特別会計補正予算(第1回)を採決します。

議案第34号は、原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(木村武壽) 挙手全員です。したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第37号、財産取得について同意を求める件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 高江社会教育課長。

社会教育課長(高江裕之)

(議案第37号を朗読説明)

議長(木村武壽) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 谷田 操議員。

9番(谷田 操) 図書館の情報システム、20年度に入れた機器の更新ということですが、その中身を教えてくださいたいわけですが、もともとなるコンピューターが多分あると思うんですね、サーバというのか。それに幾つか子機というか、職員さんが扱う端末と、利用者の方が自分で検索できるような端末とか、そういうものもあるのかと思うんですが、中身はどういうものなのかお尋ねします。

先日、井手町のホームページから図書館に行きにくいという話をしましたら、トップページにちゃんと図書館のバナーを張っていただいて、すぐに図書館に行けるようになりまして、その辺は改善していただいたのはありがたいなと思っておりますが、今回、更新したらどんないいことがあるのかお尋ねします。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 高江社会教育課長。

社会教育課長(高江裕之) 今回導入予定の中身でございますが、パソコンが12台、プリンターが11台、ネットワーク機器が一式、同じくサーバ機器が一式、あと読書通帳機器が4台となっております。

あと、メリットといたしましては、今回新たに読書通帳システムといたしまして、個々の利用者が専用の機械で借りた本の履歴を印字できる機能を新たに追加しております。

以上です。

議長(木村武壽) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(木村武壽) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(木村武壽) 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第37号、財産取得について同意を求める件を採決します。

議案第37号は同意することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長（木村武壽） 挙手全員であります。したがって、議案第37号は同意することに決定しました。

次に、先ほどの議案第34号の答弁漏れをお願いいたします。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 寺井高齢福祉課長。

高齢福祉課長（寺井佳孝） 貴重な時間、申しわけございません。先ほど谷田議員のご質問にありました、2割負担の方がどのくらいおられるかというご質問ですが、現在、システム改修中でございます。その後、7月中旬ごろに所得判定を行い、人数を確定させます。それで、7月下旬ごろに全認定者宛てに送付する予定でございます。

以上でございます。

議長（木村武壽） そういうことで、よろしくをお願いいたします。

次に、日程第5、平成26年度城南土地開発公社（第1回）補正事業計画に関する報告書並びに平成27年度城南土地開発公社事業計画に関する報告書についてであります。

なお、本件につきましては、既に城南土地開発公社理事会で承認済みのものであり、井手町もこの公社に加入いたしております関係上、議員の皆さん方にもご承知願っておきたいと考え、報告事項として日程に組み入れましたので、理事者より説明を受けるにとどめたいと思います。

それでは報告願います。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 花木企画財政課長。

企画財政課長（花木秀章）

（日程第5を朗読説明）

議長（木村武壽） 以上で日程第5を終わります。

次に、日程第6、発議第2号、井手町議会会議規則の一部を改正する規則制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 丸山久志議員。

7番（丸山久志） 7番、丸山です。

それでは、ただいま議題となっております発議第2号、井手町議会会議規

則の一部を改正する規則制定の件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議会における欠席の届け出の取り扱いに関して、社会情勢などを勘案し、出産の場合の欠席の届け出について新たに規定するものであります。2ページの井手町議会会議規則の一部を改正する規則新旧対照表をごらんください。

例規ページ数117ページ、第2条、欠席の届出におきまして、第2条に次の1項を加える。第2項、議員が出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

1ページに戻っていただきまして、附則でございます。この規則は、公布の日から施行する。

以上、簡単であります。提案理由の説明にかえさせていただきます。

議長（木村武壽） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽） 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、発議第2号、井手町議会会議規則の一部を改正する規則制定の件を採決します。

発議第2号は、原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（木村武壽） 挙手全員です。よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、発議第3号、ヘイトスピーチ（憎悪表現）に関する法規制を求める意見書を議題とします。

発議第3号について、提出議員から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 西島寛道議員。

2番（西島寛道） 2番、西島寛道。

朗読をもちまして、ヘイトスピーチ（憎悪表現）に関する法規制を求める意見書を提出します。

発議第3号、提出者、井手町議会議員、西島寛道。賛成者、井手町議会議員、丸山久志。

ヘイトスピーチ（憎悪表現）に関する法規制を求める意見書。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

ヘイトスピーチ（憎悪表現）に関する法規制を求める意見書。

近年、我が国においては、歴史認識等を巡り近隣諸国との間で様々な議論がなされている。このような情勢等を反映して、国内においては、人種や国籍等に関する差別を煽る表現行為（ヘイトスピーチ）が大きな社会問題となっている。

2009年の京都朝鮮第一初級学校に対する襲撃事件では、昨年12月9日の最高裁決定により、一連の行為を民族差別と認め、高額の損害賠償の支払いと宣伝活動の差止めを命じた大阪高裁判決が確定したところである。

そのような事例のヘイトスピーチは、単なる侮辱にとどまらず、在日朝鮮、韓国人に対する社会的排除と暴力であり、決して許されるものではない。

ヘイトスピーチに対し、国連人種差別撤廃委員会では、日本政府に毅然として対処するよう勧告するなど、国際社会からも厳しい指摘がなされている。

このような流れのなか、行き過ぎた行為により、これまで国際社会との関係を誠実に築き上げた我が国の品位や名誉が傷つくことが懸念されている。

よって、政府におかれては、国民が日本人としての誇りや道徳を保持することができるようヘイトスピーチに対し毅然とした立場で臨み、ヘイトスピーチ根絶のため国内法の整備をすすめるよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成27年6月26日。

京都府綴喜郡井手町議会。

衆議院議長、大島理森様。

参議院議長、山崎正昭様。

内閣総理大臣、安倍晋三様。

法務大臣、上川陽子様。

以上です。

議長（木村武壽） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(木村武壽) 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(木村武壽) 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、発議第3号、ヘイトスピーチ(憎悪表現)に関する法規制を求める意見書を採決します。

発議第3号は、原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(木村武壽) 挙手全員です。したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第8、発議第4号、共通番号制(マイナンバー)の中止を求める意見書を議題とします。

発議第4号について、提出議員から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 谷田 操議員。

9番(谷田 操) 9番、谷田 操です。

それでは、提案をさせていただきます。共通番号制(マイナンバー)の中止を求める意見書です。

2015年10月から、国は全ての国民や企業に共通番号(マイナンバー、個人番号と法人番号)をつけ、税や社会保障の情報を国が一括管理しようとするマイナンバー制度を始めようとしています。さらに、今国会では、銀行口座や健診結果などにも個人番号の対象を広げる法改正が審議中であり、安倍首相は、産業競争力会議で医療分野や民間分野での利用拡大、加速を指示するなど、さらに対象を広げようとしています。

しかし、マイナンバー制度について、今、多くの国民から急速に不安と批判の声が広がっています。それは第1に、年金機構におきまして大量の個人情報流出が起これ、その原因究明や再発防止策もいまだ確立されておられません。マイナンバー制度でも類似の事態が起こらないという保証はございませ

ん。マイナンバー制度により、全ての国民の幅広い情報が集積されますと、サイバー攻撃に狙われるリスクも、また国民に甚大な被害を及ぼすおそれもあります高まるのが危惧されます。

第2に、マイナンバー制度では、従業員の給与から税や社会保障の天引きを行う全ての事業所で個人番号、法人番号を使うことが義務づけられることから、中小零細企業ではシステムの変更や情報管理などに多大な負担となります。導入準備も進んでおりません。中小企業家同友会全国協議会という組織がございますが、会員は全国4万4,407名ということですが、その方々も、従業員が少数である中小企業や小規模事業者にとってはメリットがなく、マイナンバー維持管理のための恒常的な重い負担があること、導入準備が進んでいないことを理由に、延期を求める意見書というのを上げておられます。

第3に、マイナンバー制度の狙いは、国が国民の所得や資産を効率的に把握して、徴税の強化と同時に社会保障の給付抑制のためのチェック体制を強化しようとするものであり、多大なリスクを考えますと、国民の利便性向上につながるというものではないということをはっきりしております。

よって、国におかれては、マイナンバー制度を本年10月から開始するというのを中止されるように強く要請するものであるという、こういう意見書を提出したいと思います。

年金機構の問題が起こりまして、非常に国民の中でも批判の声が高まっております。マイナンバー制度については国民にはまだほとんど周知をされていない状況ですので、10月から始まるということはいかにも拙速であると、年金機構の問題が解決してからゆっくり考えるのでもまだ時間はあると思われまますのに、とりあえず10月からという開始は中止をと求める意見書でございます。

ご賛同をお願いいたします。

議長（木村武壽）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽）　質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(木村武壽) 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、発議第4号、共通番号制(マイナンバー)の中止を求める意見書を採決します。

発議第4号は、原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(木村武壽) 挙手少数です。したがって、発議第4号は否決されました。

次に、日程第9、発議第5号、「安全保障関連法案」(戦争法案)の撤回・廃案を求める意見書を議題とします。

発議第5号について、提出議員から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 谷田 操議員。

9番(谷田 操) 9番、谷田 操です。

それでは、「安全保障関連法案」(戦争法案)の撤回・廃案を求める意見書について、ご説明をさせていただきます。

わが国は、憲法9条により、戦後一貫して海外での武力行使は許されないとしてまいりました。ところが、今国会で審議されています安全保障関連法案は、集団的自衛権を時の内閣の判断によって行使できるようにするというもので、明確に違憲立法であり、中身は戦争法案と言うべきものであります。

集団的自衛権行使のみならず、これまで自衛隊を派遣することがなかった戦闘地域にも派遣し、後方支援と称して、武器、弾薬の提供、運搬という兵站すなわち軍事行動に従事させる、また、自衛隊を、停戦合意があるにもかかわらず戦乱の続く地域に派遣し、治安維持活動をさせることなども含まれ、三重にも憲法違反でございます。

これには多くの識者からも批判の声や違憲性の指摘が相次いでおります。衆院憲法審査会では、参考人に選ばれた憲法学者、著名な方々3名がそろって違憲であると明確に指摘をし、また衆議院の特別委員会で参考人質疑では、歴代の内閣法制局長官経験者からも違憲性の指摘や法案の欠陥に対する批判が起こっております。

世論調査を見ましても、これは朝日新聞の6月20日、21日の調査の数字でございますが、安全保障関連法案に反対が53%、今の国会で成立させ

る必要はないが65%など、調査のたびに法案への国民の批判の声は高まっています。にもかかわらず、政府・与党がかつてない大幅な会期延長を行って、この法案をゴリ押ししようとする姿勢を強めているのは、まさに議会制民主主義をないがしろにするものと言わなければなりません。

よって、政府におかれては、安全保障関連法案は撤回し、廃案するように強く求めたいと思います。議員諸氏のご賛同をよろしくお願いいたします。

議長（木村武壽）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽）　質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽）　討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、発議第5号、「安全保障関連法案」（戦争法案）の撤回・廃案を求める意見書を採決します。

発議第5号は、原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（木村武壽）　挙手少数です。したがって、発議第5号は否決されました。

次に、日程第10、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配付しましたとおり派遣することにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（木村武壽）　異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は、お手元に配付しましたとおり派遣することに決定しました。

次に、日程第11、閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（木村武壽） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（木村武壽） 異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

ここで、平成27年6月定例会を閉会するに当たりまして、町長より挨拶いたしたい旨、申し入れがありますので、これを許します。

汐見町長。

町長（汐見明男） 発言の機会を与えていただきましたことにお礼を申し上げます。

私の任期が8月26日ということで、おそらくよほどのことがない限り、今任期中、皆さん方と議場でお会いするのは本日が最後だと思っておりますので、この4年間のお礼を兼ねましてご挨拶を申し上げさせていただきます。

顧みますと、5期目の4年間は、まちの主人公は住民であるとの考えのもと、住民各界各層の参画によるまちづくりを進めるため、住民の方々の貴重なご意見を聞かせていただき、町政への反映に努めてまいりました。おかげさまで、皆さん方からお聞かせいただきましたご要望とご期待に応えられるよう全力で町政に取り組み、多くの施策について実現できましたことを大変うれしく思っております。

5期目の就任時も非常に厳しい財政状況ではありましたが、一般質問でもお答えいたしておりますので、具体的な内容は申し上げませんが、事業面、財政面とも大きく前進することができ、行財政全般にわたって大きな成果を上げることができたのは、国や京都府のご支援と議会や住民のご協力のおかげであると感謝しているところであります。

特に、議員各位におかれましては、この4年間、提出いたしました議案につきまして、慎重にご審議をいただき、全て原案どおりご可決いただきましたし、事業の推進に当たってもさまざまな面でご協力をいただきましたことに厚くお礼を申し上げます。

これからの本町のまちづくりは、人口減少を食いとめるためにも、JR奈良線の高速化・複線化、白坂工業団地の開発、宇治木津線道路の新設の三つの事業を核として、現在策定を進めております総合戦略における各種事業を一体として取り組んでいく必要があることから、これからの数年間は非常に重要な時期であると思っております。

これまでから機会あるごとに申し上げてまいりましたが、行政課題の解決には、国や京都府のご支援はもちろんのことではありますが、議会や住民、そして行政とが一体となって同じ方向に向かって進むことができたならば、この厳しい困難な時代を乗り越えることができるものと確信いたしております。

議員各位におかれましては、本町が抱えております課題解決に向けて、これからも住民の代表としてなお一層のお力添えを賜りますように、よろしくお願い申し上げます。

結びになりましたが、この4年間、私に対しまして温かいご支援、ご協力をいただきましたことに改めてお礼を申し上げますとともに、議員各位のご健勝、ご多幸、そしてますますのご活躍を心よりお祈り申し上げまして挨拶とさせていただきます。4年間、まことにありがとうございました。

議長（木村武壽）　またこの議会で一緒に会議をできるように期待しておりますので、よろしくお願いいたします。

これをもちまして本日の会議を閉じ、平成27年6月井手町議会定例会を閉会します。

大変ご苦勞さまでございました。

閉会　午前11時00分

右、会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 木 村 武 壽

署名議員 谷 田 利 一

署名議員 村 田 忠 文